

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月28日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区立鹿浜五色桜小学校新築工事における是正工事費に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月9日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区立鹿浜五色桜小学校新築工事における是正工事費に関する和解 について

足立区は、鹿浜五色桜小学校新築工事において発生した是正工事費の損害について、下記により和解する。

記

- 1 相手方
株式会社相和技術研究所
- 2 和解の要旨
別紙合意書のとおり

合 意 書

足立区（以下「甲」という。）と株式会社相和技術研究所（以下「乙」という。）とは、足立区立鹿浜五色桜小学校新築工事において発生した、「だれでもトイレ」（高齢者、車椅子利用者、子ども連れの人、オストメイト（人工肛門や人工膀胱保有者をいう。）など、できるだけ多くの人を利用できるように設計されたトイレをいう。）出入口の有効幅不足を是正するための工事費の負担について、次のとおり合意する。

（本件経緯の確認）

第1条 甲及び乙は、下記の点について、相互に確認する。

- (1) 甲と乙は、平成26年1月24日、上沼田小・鹿浜小統廃合に伴う設計等業務委託契約（25足総契契第010849号。以下「委託契約」という。）を締結したこと。そして、上沼田小・鹿浜小統廃合後の学校名が足立区立鹿浜五色桜小学校であること。
- (2) 乙は、委託契約に基づき、足立区立鹿浜五色桜小学校新校舎（以下「新校舎」という。）に係る建築基準法第18条第2項の規定による計画通知書を建築主事に提出し、平成27年3月6日、同法第18条第3項に基づく確認済証を取得したこと。当該計画通知書に添付された設計図書では、新校舎1階に設置される「だれでもトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の出入口の有効幅については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）第18条に規定する幅が確保されていたこと。
- (3) 乙は、上記(2)の計画通知書に基づき、建築意匠設計図及び機械設備設計図を作成したが、建築意匠設計図と機械設備設計図とで、本件トイレ内に設置するオストメイト対応設備をそれぞれ異なる位置に配置したため（別紙のとおり）、車椅子を使用するために必要なトイレの出入口の有効幅が、建築意匠設計図では確保されていたが、機械設備設計図では確保されていなかったこと。
- (4) 甲は、乙から提出された建築意匠設計図と機械設備設計図とで、オストメイト対応設備の配置がそれぞれ異なっており、機械設備設計図では政令に規定するトイレの出入口の有効幅が確保されていない不備があるにもかかわらず、これに対して疑義を申し立てなかったこと。
- (5) 新校舎の建築工事施工業者及び機械設備施工業者がそれぞれ、建築意匠設計図及び機械設備設計図に基づき、建築施工図及び機械設備施工図（以下「両施工図」という。）を作成したが、両施工図は上記(4)の不備がそのまま引き継がれ、機械設備施工図に、上記(3)と同様に政令に規定する有効幅が確保されていない瑕疵があったにもかかわらず、乙は、工事施工業者に対しその修正の指示を行わなかったこと。また、甲についても、両施工図の瑕疵について、建築工事施工業者及び機械設備施工業者に対し指摘をせず、建築工事施工業者に対しては平成28年4月28日に、機械設備工事施工業者に対しては平成28年6月29日に、それぞれ工事の施工を承諾したこと。

- (6) 乙は、平成29年1月12日に実施した社内検査において、本件トイレの出入口の有効幅が確保されていない不備を確認したこと。
- (7) 上記(6)の時点において、本件トイレは既に完成していたため、新たにオストメイト対応設備を改修し、本件トイレの不備を是正するための工事が必要となり、その工事代金が金293,436円(消費税込み)であること。

(工事代金負担に関する合意)

第2条 前条(7)の工事が必要となったことについては、甲、乙双方に責任があることを確認し、同号の工事代金について、甲、乙双方で折半し、それぞれ金146,718円を負担する旨を合意する。

(委託契約代金との相殺)

第3条 甲は、委託契約に基づく乙への支払債務の未払い分、金20,183,372円(消費税込み)の支払に当たり、前条により乙が負担する金146,718円を相殺して乙に支払う。

(債権債務の不存在)

第4条 甲及び乙は、本件トイレの不備についての是正に関し、本合意で定めることとし、それ以外に甲乙間に何らの債権債務のないことを、相互に確認する。

この合意成立の証として、この合意書を2通作成し、記名押印の上甲乙が各1通を保有する。

平成29年3月14日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

甲 足立区

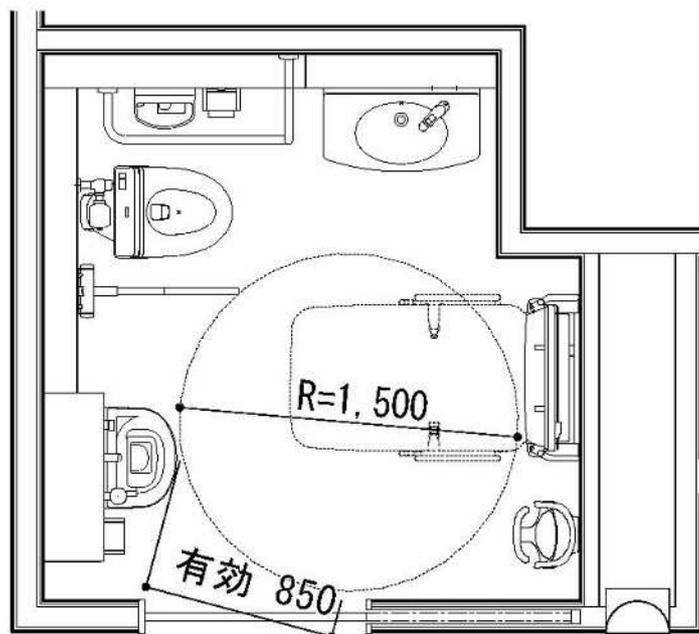
足立区長 近藤 弥生

東京都品川区上大崎二丁目18番1号

乙 株式会社相和技術研究所

代表取締役

【建築意匠設計図における本件トイレの配置】



【機械設備設計図における本件トイレの配置】

